

第十一條 に至る期間の決議機関とす。
中央執行委員会本部役員を以て構成し本聯合の執行機関とす。

第十二條 一 組織 二 争議 三 裁判 四 調査 五 監査 六 財政 七 附録 八 出版
九 法律 十 婦人 十一 青年
本聯合には左の役員を置く。

第十三條 一 中央委員長一名 二 中央常任委員若干名 三 中央執行委員若干名
四 中央委員若干名 五 會計一名 六 大會計監査三名

第十四條 中央委員長は本聯合を代表し会務を統轄するものとす。
中央執行委員は本聯合の執行部を構成するものにして中央執行委員会は中央常任委員を掌り會計監査は會計事務の監督をなすものとす。

第十五條 會計は會計事務を掌り會計監査は會計事務の監督をなすものとす。
本聯合の役員は大会に於て選出するものとす。
但し役員に補足の必要ある時は中央執行委員会の決議を経て中央委員選之を選任することを得。

第十六條 大会又は中央委員会は顧問並に相談役を推薦することを得。
第十七條 本聯合に加盟せんとする組合は此方聯合会の決議を経て中央執行委員会承認を要す。

第十八條 本聯合は一旦加盟を承認したる後と雖もその組合にして本聯合の
第十九條 本聯合の承認を要す。

第二十條 本聯合の承認を要す。

第二十一條 本聯合の承認を要す。

第二十二條 本聯合の承認を要す。

第二十三條 本聯合の承認を要す。

第二十四條 本聯合の承認を要す。

第二十五條 本聯合の承認を要す。

第二十六條 本聯合の承認を要す。

第二十七條 本聯合の承認を要す。

第二十八條 本聯合の承認を要す。

第二十九條 本聯合の承認を要す。

第三十條 本聯合の承認を要す。

以上